

# かみいち総合病院総合情報システム更新事業公募型プロポーザル実施要綱

## 1 趣旨

かみいち総合病院の医療水準の維持向上を目的として、総合情報システムの更新を行う事業者を公募型プロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するため、必要な事項を定めるものとする。

## 2 概要

### (1) 事業名称

かみいち総合病院総合情報システム更新事業

### (2) 事業内容

「かみいち総合病院総合情報システム更新事業仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりのとおり

### (3) 見積上限価格

500,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

見積上限価格は、システムの稼働に必要なハードウェア、ソフトウェア、導入作業及び移行作業(既存システムからのデータ抽出費用は、除く。)の費用を含むものとし、保守費用は、除く。

## 3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 当該事業を適切に遂行できる法人であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国、他の地方公共団体等において指名停止を受けている期間中の者及び上市町建設工事等指名停止要領(平成7年上市町訓令第4号)の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者若しくはこれらの手続中である者でないこと。
- (5) 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が、暴力団関係者その他暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。また、これらの者から委託を受けた者でないこと。
- (6) 法人税、消費税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

- (7) 常時打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
- (8) 今回提案する総合情報システムの更新事業において、令和2年4月以降においてプロジェクトマネージャー又はプロジェクトリーダーとして従事した経験を有する者を、プロジェクトマネージャーとして専任で従事させることができること。
- (9) 富山県及び石川県内の公的病院での導入実績があること。
- (10) その他、契約者として適切であると認められる者であること。

#### 4 事業者選定に係る日程

※日程については、発注者の都合により変更する場合がある。

スケジュール	
令和4年4月4日(月)	プロポーザル公募日
令和4年4月8日(金) 午後5時必着	質問書提出期限
令和4年4月15日(金)	質問書回答期限
令和4年4月26日(火) 午後5時必着	参加表明書兼誓約書等提出期限
	企画提案書、見積書提出期限
令和4年4月28日(木)	参加資格審査通知日
令和4年5月上旬	プレゼンテーション ※参加資格審査通知日に送付予定
令和4年5月17日(火)	審査結果の発表及び通知
令和4年5月下旬	契約手続き

#### 5 公募日

令和4年4月4日(月) [かみいち総合病院ホームページ](#)

#### 6 質問書の提出及び回答

質問は、質問書(様式第7号)の質疑の内容にチェックした上で、提出すること。  
 なお、質問書以外の方法による照会については回答しない。また、記載に不備があった場合は、回答しない場合もあるので注意すること。

##### (1) 質問書の提出期限等

ア 提出期限 令和4年4月8日(金)午後5時必着

イ 質問提出先 かみいち総合病院 事務局総務課 管理班

ウ 質問方法 質問書を電子メールにて提出

(2) 質問書の回答期限等

- ア 回答期限 令和4年4月15日(金)
- イ 回答方法 kamiichi総合病院ホームページに掲載

7 提出資料の提出

「kamiichi総合病院総合情報システム更新事業提案書作成等要領」（以下「提案書作成等要領」という。）に記載された1(1)（以下「提案書類」という。）、1(2)（以下「仕様対応表」という。）、1(3)（以下「見積書」という。）の提出資料（以下、併せて「提出資料」という。）の提出は、参加表明書兼誓約書等を提出する者のみ提出することができる。

(1) 提出期限

令和4年4月26日(火)午後5時必着

(2) 提出場所

kamiichi総合病院 事務局総務課 管理班

(3) 作成方法及び提出部数等

「kamiichi総合病院総合情報システム更新事業提案書作成等要領」を参照すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出しなければならない。郵送により提出する場合は、一般書留又は簡易書留とし、封筒の表に「kamiichi総合病院総合情報システム更新事業提案書等在中」と朱書きした上で、期限までに到達するように郵送すること。

9 審査方法等

(1) 審査を行う者

提案書作成等要領により記載された提案書類に基づき、kamiichi総合病院総合情報システム等更新事業企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査する。

(2) 提案者の失格事項等

ア 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出資料を提出期限までに提出しなかった者
- ② プロポーザルを行う義務があったが行わなかった者
- ③ 審査委員会の委員に対して、直接的又は間接的に本公募に関し、援助を求めた者又は不正な接触を行った者

イ 提出資料が、次のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。

- ① プロポーザルの実施に係る通知及び提案書作成等要領に適合しない書類を作成し、提出した者

② 提案すべき事項の全部若しくは一部を提案せず、又は提出資料に虚偽の記載をし、これを提出した者

(3) プロポーザルの実施

提案書作成等要領により記載された提案書類中の自由様式により、プロポーザルを実施する。

プロポーザルは、原則として本案件を実際に行う予定の技術責任者等が行うものとし、新型コロナウイルス感染症予防対策の観点から、参加する人数は3名以下とする。

なお、プロポーザル当日に、体温が37.5度以上と測定された者、又は感冒症状を有する者は、病院から退出することとする。

プロポーザルは、令和4年5月上旬を予定し、詳細は別に通知する。

10 審査及び結果の通知

審査委員会が、提出資料及びプロポーザルを評価の上、審査し、協議により、第一優先交渉権者と次点の者を特定する。

審査結果は、プロポーザルに参加した全ての者に文書で通知する。各評価項目の評価値及び評価値を算出するための計算式は公開しないものとする。また、結果に対する異議は受け付けられないものとする。

11 契約の締結

審査結果に基づき、第一優先交渉権者と本案件について契約締結の交渉を行う。

ただし、その者が、提出書類において虚偽の記載を行ったこと、若しくは上記3における資格を満たさないことが分かった場合又は契約締結の協議が整わない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。契約締結後においても、前記ただし書きにおける内容が判明した場合は、契約解除及び違約金請求もあり得るので注意すること。

12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出資料の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。
- (3) 提出資料は、プロポーザルに係る審査に使用する場合を除き、プロポーザルに参加した者に無断で使用しない。
- (4) 提出資料の審査を行う際は、必要な範囲においてプロポーザルに参加した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (5) 提出資料は返却しない。
- (6) 参加表明書等及び提出資料の受理後の差し替え及び追加・削除は原則として認めない。
- (7) 技術責任者は特別の理由があると認められた場合を除き、本案件の開始日から

本案件に従事すること。

- (8) 本プロポーザル実施要領交付日から選定委員会において選定が終了するまでの間に、選定委員に対する営業活動を禁止する。
- (9) 本プロポーザルに参加表明又は審査後プレゼンテーション可能の通知があった後に、本プロポーザルに参加できなくなった場合は、辞退届（様式第8号）を提出すること。

### 13 参考資料（別添）

- (1) kamiichi総合病院総合情報システム更新事業仕様書
- (2) 様式集
- (3) kamiichi総合病院総合情報システム更新事業提案書作成等要領

### 14 連絡先住所等

〒930-0391 富山県中新川郡上市町法音寺 51 番地  
kamiichi総合病院 事務局総務課 管理班  
TEL 076-472-1212  
E-mail kanri@kamiichi-hosp.jp